



年金受給者だより

NENKIN JUKYUSHA DAYORI

No.101

令和6年1月発行

主な掲載内容

- 源泉徴収票を送付しました(老齢・退職給付) 2～4
障害給付および遺族給付は、非課税のため源泉徴収票を発行していません。
- 再就職している皆様へ 5～6
- 年金相談窓口・自動受付サービスの開設について 7
- こんなときにはご連絡ください 8

年金受給者だよりのQ&Aは、
当組合ホームページをご覧ください。

<https://www.chikyosai.or.jp/>

地方職員共済組合



ウソ(学名:Pyrrhula pyrrhula)

令和5年1月～12月に支給した老齢や退職に関する年金の額と共済組合から納めた所得税等の額をお知らせしています。
 障害や遺族に関する年金や年金の支給がない場合は、非課税であり共済組合から所得税等を納めていないため、源泉徴収票の発行はありません。

源泉徴収票の見方について

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票																			
支 受 け る 者	住所又は居	102-0000 東京都 千代田区 〇〇〇 〇〇-〇〇																	
	フリガナ	ネンキン タロウ			年金証書記号番号	85940000000000													
氏 名	年金 太郎			生年月日	明	大	昭	平	年	月	日								
						*			24	12	5								
1	区	分	支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額														
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分				円	円														
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分				2	3														
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分																			
所得税法第203条の3第7号適用分																			
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の金額						
特 別 障 害 者	別 の 障 害 者	そ の 他 の 障 害 者	ひとり親	寡 婦	一 般	老 人	特 定	老 人	そ の 他	特 別	そ の 他	人	人	千 円					
4					5	人	6	人	7	人	8	人		9					
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族											
(フリガナ)			区	分	11	1	(フリガナ)			区	分	11	1	(フリガナ)			区	分	11
氏 名	10						氏 名	10						氏 名	10				
(摘要)			2				(フリガナ)			区	分	2		(フリガナ)			区	分	
支 払 者	法 人 番 号	2700150001147																	
	所 在 地	東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル																	
	名 称	地方職員共済組合			電 話 番 号	03-3261-9846													

1「区分」欄

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等の支給を受けている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	退職共済年金の支給を受けている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	当共済組合から支給する次の年金の支給を受けている方 老齢厚生年金・退職共済年金(経過職域加算額)・退職年金(年金払い退職給付)
所得税法第203条の3第7号適用分	当組合では本欄の記載対象となる年金を支給していません。

2 「支払金額」欄

令和5年中(令和5年2月支給期から令和5年12月支給期まで)に支払われた年金(令和4年12月分から令和5年11月分まで)の合計額^(※)を記載
 ※所得税等や社会保険料が差引かれる前の金額

3 「源泉徴収税額」欄

令和5年中(令和5年2月支給期から令和5年12月支給期まで)に支払われた年金(令和4年12月分から令和5年11月分まで)から源泉徴収された所得税額および復興特別所得税額の合計額を記載

4 「本人」欄

該当する場合に「*」を記載

5 「源泉控除対象配偶者の有無等」欄

- 「一般」欄…源泉控除対象配偶者(老人控除対象配偶者を除きます。)がいる場合には「*」を記載
- 「老人」欄…老人控除対象配偶者(源泉控除対象配偶者のうち、70歳以上の配偶者で令和5年中の所得の見積額が48万円以下の方)がいる場合には「*」を記載

6 「控除対象扶養親族の数」欄

- 「特定」欄…19歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合には「人数」を記載
- 「老人」欄…70歳以上の扶養親族がいる場合には「人数」を記載
- 「その他」欄…特定、老人以外の扶養親族がいる場合には「人数」を記載

7 「16歳未満の扶養親族の数」欄

該当する方の「人数」を記載
 扶養控除の対象外であるが、障害者に該当する場合は障害者控除を適用

8 「障害者の数」欄

- 「特別」欄…線の右側には、生計を同じくする配偶者や扶養親族が特別障害者である場合の「人数」を、線の左側には、そのうち同居を常としている方の「人数」を記載
- 「その他」欄…生計を同じくする配偶者や扶養親族が特別障害者以外の障害者である場合の「人数」を記載

9 「社会保険料の金額」欄

居住地の市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された「介護保険料」および「後期高齢者医療保険料」(または、「国民健康保険料(国民健康保険税)」)の年間徴収額を記載

10 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」および「16歳未満の扶養親族」欄

源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族および16歳未満の扶養親族の氏名を漢字で記載(フリガナは記載していません)

11 非居住者である場合には、「区分」欄に「○」を記載

源泉徴収票 **Q** & **A**

Q1 源泉徴収票に「社会保険料の金額」の欄がありますが、社会保険料とは、具体的に何ですか。

A 各支給期に、住所地の市区町村からの徴収依頼に基づき控除された「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」または「国民健康保険料」の年間徴収額を表示しています。内訳等について知りたい方は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

Q2 各支給期に、「個人住民税」が年金から控除されていますが、源泉徴収票に記載がありません。なぜですか？

A 源泉徴収票は、所得税法(国税)上の書類であるため、「個人住民税(地方税)」は記載されません。なお、個人住民税の額は、市区町村から送付される通知等でご確認ください。

Q3 確定申告の手続きが必要か教えてください。

A 確定申告の手続きが必要かどうか、手続きの内容等につきましては、お近くの税務署が担当ですので、そちらに、お問い合わせください。

Q4 源泉徴収票の再交付をしてください。

A 源泉徴収票の再交付が必要な場合は、24時間受付の専用電話による自動受付サービスをご利用ください。なお、ご利用の詳細は7頁をご覧ください。

(参考)国税庁ホームページ抜粋

次の①の方で②に該当する方は、所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。

① 公的年金等の収入金額の合計額が、400万円以下

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下



ただし、所得税の還付を受けられる方や、確定申告書を提出することが要件とされている特例(株式等の損失の翌年以降への繰越しなど)を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

※所得税の確定申告書を提出しない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
住民税に関する詳しいことはお住まいの市町村におたずねください。

e-Tax (国税電子申告・納税システム)で確定申告を行う方へ

当組合のホームページから、「源泉徴収票マイナポ連携」のボタンを押す又は右のQRコードで進み、e-私書箱というシステムに登録しますと、e-Taxでの確定申告の際に当組合が発行する源泉徴収票のデータが連携されます。



※別途マイナポータルへの登録が必要です。

再就職している皆様へ

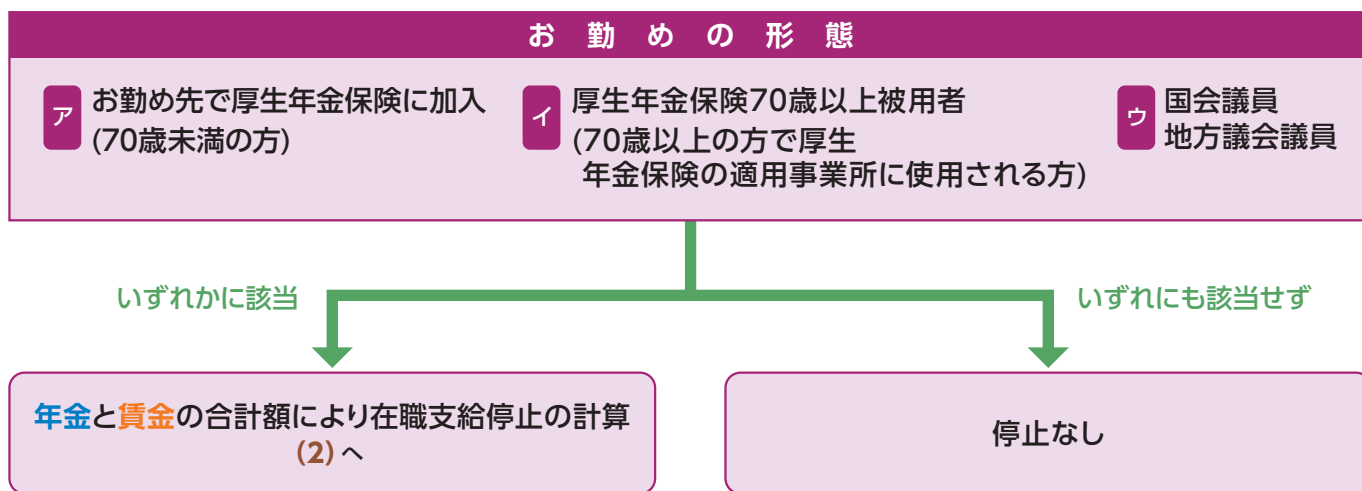


1

お勤めされている間の年金の停止
(在職支給停止)について

(1) お勤めの形態

お勤めの形態によっては、年金の一部または全部が停止されることがあります。



年金 (退職共済年金+老齢厚生年金)×1/12

職域年金相当部分(経過的職域加算額)、経過的加算額(65歳以上)、加給年金額を除きます。

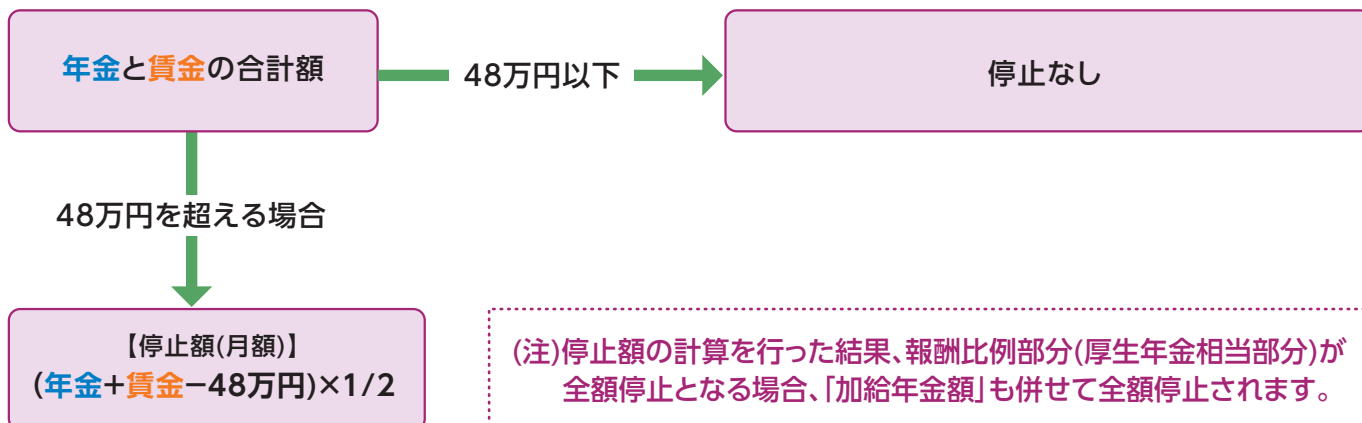
賃金 標準報酬月額+(直近1年間の標準賞与額×1/12)

直近1年間の標準賞与額は次項をご参照ください(※)。

※ 70歳以上の方の場合には標準報酬月額に相当する額、標準賞与に相当する額となります。

(2) 在職支給停止の計算(1か月当たりの停止額)

年金と賃金の合計額が 48 万円を超えたら、年金の全部または一部が停止されます。



2 標準報酬月額について

(1) 標準報酬月額

- ・基本給のほか、通勤手当、残業手当などの各種手当を加えた総支給額により算出します。
- ・1等級(8万8千円)～32等級(65万円)に区分された等級の金額です。
- ・毎年、事業主(勤務先)から年金事務所へ届け出ることにより決定します(定時決定)。
- ・定時決定をした後に、再就職先の給料等に大幅な変更があった場合は、次の定時決定を待たずに標準報酬月額を改定します(随時改定)。

	適用される標準報酬月額	適用時期
定時決定	4月～6月に支払った報酬月額の平均による等級額	9月～翌年8月まで
随時改定	基本給等の固定給が変動した月以後、3か月の報酬月額の平均による等級額(2等級以上差が生じたとき)	固定給の変動月から数えて4か月目の月から ・6月以前の改定…当年8月まで ・7月以後の改定…翌年8月まで

※ 標準報酬月額の決定・改定については、勤務先または最寄りの年金事務所にお尋ねください。

(2) 給料が大幅に変動した場合の在職支給停止

例えば、4月から基本給等の固定給が変動し、4月～6月の平均で算出した標準報酬月額の等級が大幅(2等級以上)に変動した場合は、標準報酬月額が7月から改定され(随時改定)、7月分の年金から停止額が変更となります。なお、7月分の年金は8月支給期に支払われますが、日本年金機構等から標準報酬月額の情報提供が遅れた場合は、その後の情報提供があり次第、7月分に遡って年金支給額を調整します。

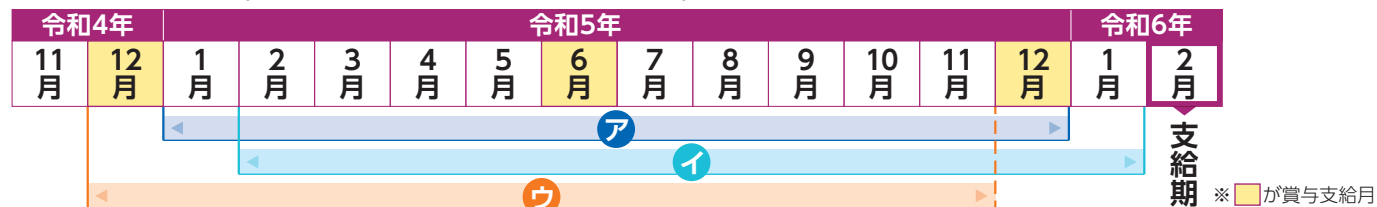
3 直近1年間の標準賞与額について

(1) 標準賞与額

- ・名称を問わず、3か月を超える期間ごとに受けるもののことです。
- ・その月に支払われた賞与額の1,000円未満を切り捨て、上限は150万円です。

(2) 在職支給停止の計算に使用する直近1年間の「標準賞与額」の範囲

■標準賞与額の範囲(6月と12月に賞与が支給されたケース)



「標準賞与額(令和6年2月支給期)」の範囲

令和6年2月支給期は、「令和5年12月分」と「令和6年1月分」の年金が支給されますが、在職支給停止の計算に使用する直近1年間の標準賞与額の範囲は、次のとおりとなります。

- ・令和5年12月分
アの範囲(令和5年1月～令和5年12月の賞与が対象)
- ・令和6年1月分
イの範囲(令和5年2月～令和6年1月の賞与が対象)

(3) 「標準賞与額」の仮計算

令和6年2月支給期において、日本年金機構等から令和5年12月の標準賞与額の情報提供が遅れている場合は、令和4年12月と令和5年6月の標準賞与額(ウの範囲)を仮に使用して在職支給停止を計算し、令和6年4月支給期以降に差額を調整します。



「年金相談窓口」の設置と 「年金関係様式の送付自動受付サービス」の開設のご案内

令和5年10月2日より「年金相談窓口」を設置いたしました。相談員にご相談されたい方は、月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前9時から午後5時までの間に、年金相談窓口（☎03-3261-9850）にて相談を受付けます。

年金相談窓口へ電話をかけ、音声案内にしたがい「相談員にご相談されたい方『2』」を押してください



また、24時間・365日受付の「年金関係様式の送付自動受付サービス」の運用を開始しました。各種申請書等のご依頼は、このサービスをご活用ください。お電話の際には、「8594」から始まる年金証書記号番号が必要になりますので、お手元に年金証書記号番号の分かるものをご用意ください。

■ 請求できる書類

書類名	書類の内容	プッシュ番号
受取金融機関の変更届	年金を受け取る金融機関の変更	1
源泉徴収票	前年分の源泉徴収票の再発行 ※前年分のお、複数年分再交付をご希望の方は、年金相談窓口の相談員までお申し出ください	2
年金証書・改定通知書・支払通知書の再交付	紛失・破損等による年金証書等の再交付を依頼するための申請書	3
扶養親族等申告書	当年分の扶養親族等申告書の再送付	4

請求のしかた

1

年金相談窓口へ電話をする ☎ 03-3261-9850

2

音声案内が操作を説明します

3

請求する書類の該当番号を押す

プッシュ番号「1」

受取金融機関の変更届

プッシュ番号「2」

前年分の源泉徴収票

プッシュ番号「3」

年金証書・改定通知書・
支払通知書の再交付

プッシュ番号「4」

扶養親族等申告書

4

- ご自身の「8594」から始まる年金証書記号番号（14桁）を押す
- 生年月日を西暦8桁で入力する（例：昭和30年1月1日生まれの場合→19550101）

5

請求完了！
書類をお送りします

下表の事由に該当した場合は、届出が必要となりますので年金相談窓口までご連絡ください。ご連絡の際には、お手元に「年金証書記号番号」のわかるものをご用意ください。

地方職員共済組合本部
年金相談窓口

☎ 03-3261-9850

月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時から午後5時まで

音声案内の途中でも
番号の選択が
できます!

音声案内が流れますので、相談員にご相談されたい方は「2」を押してください。

届出が必要な事由	ワンストップサービス該当	
	一元化前 共済年金	一元化後 厚生年金
年金受給者が死亡したとき*	○	○
遺族給付を受けていた方が婚姻等をしたとき	×	○
1級・2級の障害給付を受けていた方が婚姻をしたとき	×	×
障害程度が変更したとき 障害程度の再認定のために診断書を提出するとき	×	×
公務員として再就職し、共済組合の組合員となったとき	×	×
離婚による年金分割の情報提供・年金分割を請求するとき	○	○
国会議員または地方議会議員になったとき	HP	○
雇用保険法による基本手当等を受けたとき	HP	○
加給年金額対象者が65歳前に年金を受給することとなったとき(老齢基礎年金を除く)	HP	○
加給年金額対象者と離婚したときや死亡したとき等	HP	○
扶養親族等に変更が生じたとき	自動音声受付	×
行方不明になったとき	×	○
氏名を変更したとき	HP	○
年金受取金融機関を変更するとき	自動音声受付	○
源泉徴収票の再交付を希望するとき	HP 自動音声受付	○
年金支給額の証明書を希望するとき	HP	×
住民票上の住所とは異なる住所へ書類送付を希望するとき	HP	○
成年後見人等が選任されたとき または既に届出した事項に変更が生じたとき	×	○
年金証書、改定通知書、支払通知書の再交付を希望するとき	HP 自動音声受付	○

* **HP** は、当組合のホームページから届出様式がダウンロードできます。

「年金関係書類ダウンロード」はこちら URL: <https://www.chikyosai.or.jp/guide/download/index.html>

* **自動音声受付** は、年金関係様式の送付自動受付サービスより24時間いつでも受け付けております。



ワンストップサービスとは?

被用者年金一元化後に受給権が発生した厚生年金に関する手続は、日本年金機構や共済組合のうち受給者が希望する1か所の窓口で行うことができます。これをワンストップサービスといいます。国民年金や一元化前にすでに受給権が発生している共済年金や厚生年金は、ワンストップサービスの対象外ですので、原則として共済組合や年金事務所に別々に届出が必要です。

※受給者がお亡くなりになったときや遺族給付を受けている方が婚姻等されたときは、すみやかに年金相談窓口へご連絡ください。複数の年金を受給されている方は、それぞれの実施機関に連絡していただく必要がありますので、ご注意ください。